更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令

更生保護委託費支弁基準（平成二十年法務省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

（委託事務費）

第六条　宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。

東京都の区の存する地域	町田市　横浜市　川崎市　千葉市　国立市　豊田市　大阪市　八王子市　名古屋市　神戸市　小田原市　大津市　京都市　ちなか市　宇都宮市　甲府市　堺市　奈良市　広島市　静岡市　岐阜市　岡崎市　津市　泉佐野市　和歌山市	仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　静岡市　岐阜市　岡崎市　津市　泉佐野市　和歌山市	札幌市　栃木市　上記以外の市町村
四、二八七円	四、一八四円	四、一五八円	四、〇八一円	四、〇二九円	三、九二六円	三、八四九円	三、七七一円

2　［略］

改正前

（委託事務費）

第六条　宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。

東京都の区の存する地域	町田市　横浜市　川崎市　千葉市　国立市　豊田市　大阪市　八王子市　名古屋市　神戸市　小田原市　大津市　京都市　ちなか市　宇都宮市　甲府市　堺市　奈良市　広島市　静岡市　岐阜市　岡崎市　津市　泉佐野市　和歌山市	仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　静岡市　岐阜市　岡崎市　津市　泉佐野市　和歌山市	札幌市　栃木市　上記以外の市町村
四、二九〇円	四、一八七円	四、一六一円	四、〇八四円	四、〇三二円	三、九二九円	三、八五二円	三、七七四円

2　［同上］